

保護者 各位

**重 要**

目に付くところに保管ください

八戸市立南浜中学校  
校長 釜石 潤

## 非常災害時における対応について

日頃より保護者の皆様に学校での取組や各行事への御理解と御支援をいただいておりますことに心より感謝申し上げますとともに、今年度も御協力いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、非常災害時等には下記のとおり基準を一部改訂しましたのでお知らせいたします。

なお、**本校から緊急連絡、tetoru 配信、または学校安全情報配信メール文書等が発出された場合は、その文書等を優先します。**

## 記

1 **臨時休校**となる場合

下記①～③のいずれかに該当する場合、臨時休校といたします。

※被害状況により、臨時休校としない場合もあります。その際は、配信メールでお知らせします。

- ① 前日の16時30分以降、登校までの間に「震度5弱以上」の地震が発生した場合
- ② 朝6時の時点で、全市あるいは学区内が停電している場合
- ③ 朝6時の時点で、有事の際に避難指示が出された場合

2 **保護者に引き渡す**場合

生徒が在校中に、下記①～③のいずれかに該当する場合、「生徒を保護者に直接引き渡し」しますので、御来校ください。ただし、都合により、保護者以外の方に引き渡しを依頼する場合には、引き渡し相手方への依頼と共に、学校に「tetoru」や電話で御連絡ください。

- ① 市内で「震度5弱以上」の地震が発生した場合
- ② 全市あるいは学区内が停電した場合
- ③ 有事の際等、帰宅時に安全確保の保障ができない場合

## ◆本校の「津波注意報・津波警報・大津波警報」への対応について

①津波注意報発令	本校は避難所開設を行う。	安全を確保しながら教育活動を行い、保護者引き渡しが必要と判断した場合は、「本校」で行う。	指定した時間外の迎えを希望する保護者は、「tetoru」や電話で、迎えの時間を学校に連絡してください。
②津波警報発令			
③大津波警報発令	本校は避難所開設を行わない。	「種差少年自然の家」へ避難し、保護者引き渡しをする。 ※津波到達時間が早い場合は、「おおくきこども園」での引き渡しとする。	

## 3 保護者の判断により登校させない場合

地震等自然災害により、**保護者がお子様を登校させることが危険と判断した場合は、登校を見合わせてください。**その後、安全が確認された場合は登校させてください。どちらも「欠席」「遅刻」扱いとはなりません。**ただし、登校させない旨の連絡は学校へ一報をお願いいたします。**